

進路だより

札幌市立新琴似中学校

2025. 10. 31 発行

第 41 号

公立高校受検時、特別な配慮を要する人 **重要**

札幌市教育委員会からの案内を、裏面に掲載しました。該当する人のみ申し出るようになります。この文書は「札幌市立高校」受検者向けになっていますが、「北海道立高校」も同様の対応となります。

また、北海道立・札幌市立以外の（市・町・村立）高校を受検予定の人も、該当する人がいれば同様に申し出てください。

- ① 公立高校の入学願書には「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」という欄があります。必ず「有」か「無」のどちらかを選択します。
- ② 現時点でわかっているもので配慮を希望される場合は、12月10日（水）までに担任に申し出てください。申し出は期日厳守でお願いします。教育委員会・中学校・高校間で相談や協議をし、教育委員会からの回答を受けて、配慮がしてもらえます。
- ③ 裏面プリントにある流れを経ないで、「有」に○をつけることはできません。
- ④ 特別な配慮を希望したために、結果が不利になることはありません。

※ 例えばどのような場合が該当するのかは、裏面にも例が載っていますが、過去にあったケースでは『怪我で松葉杖を使用しているので、持ち込みを許可してほしい』『色弱のため使用するチョークを制限してほしい』『アレルギーがあり、万一に備えてエピペンの持ち込みを許可してほしい』などがあり、協議の上、対応してもらいました。判断に迷う場合は、中学校へご相談ください。

※ また、病院で受検した生徒の場合、病院受検を願い出してから許可が出るまでに1か月かかったそうです。病院側もすぐに対応できるわけではないということです。上述した過去の例でも、申し出があり、高校内で審議し、その後本人と保護者が高校へ出向き、シミュレーションを行ったのち、認めてもらいました。入試はまだ先ですが、時間を要しますので、直前に申告されても対応しかねる場合があります。上記期限内での申告にご協力ください。

◎相談窓口（裏面最後の欄）札幌市立高校以外の場合は、下記へご相談ください。

北海道立高校に関して

- ・出願先の高校
- ・北海道教育庁学校教育局学力向上推進課学力向上政策係
電話（011）204-5771

北海道立・札幌市立 以外の市町村立高校に関して

- ・各市町村教育委員会

公立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ

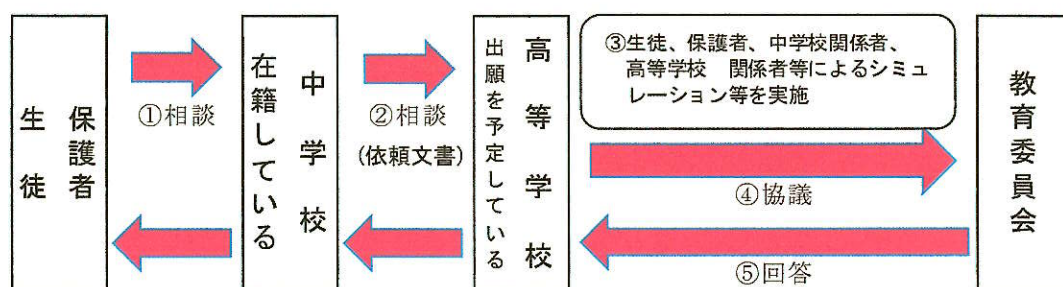
～特別な配慮を必要とする生徒の出願について～

入学者選抜における学力検査や入学後の学校生活等について、生徒や保護者が特別な配慮を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

◎ 出願前に行うこと（流れ）

- ① 生徒・保護者から中学校へ相談
 - ・在籍している中学校の先生に学力検査や面接、入学後の学校生活において必要とする特別な配慮について相談します。
- ② 中学校から高等学校へ相談
 - ・中学校は、生徒・保護者から相談のあった特別な配慮の内容や中学校で配慮している事項をまとめ、生徒が出願しようとしている高等学校に相談し、関係文書を送付します。
- ③ シミュレーション等の実施
 - ・特別な配慮の内容や実施方法が適切であり、実施に当たって支障等が生じないよう、高等学校と中学校が詳細を確認します。
 - ・また、生徒・保護者、中学校及び高等学校の関係者等が一堂に会し、要望の内容について確認したり、シミュレーションを実施したりします。
- ④ 高等学校と教育委員会との協議
 - ・高等学校と教育委員会が特別な配慮について協議し、内容や実施方法等を確定します。
- ⑤ 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答
 - ・高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ特別な配慮の内容について伝えます。

※ 出願の際、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を選択してください。



◎ 学力検査等においてこれまで実施した特別な配慮の例

受検者の状況等	特別な配慮の内容
聴覚に障がいのある場合	・監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいような座席の配置 ・補聴器の使用 など
視覚に障がいのある場合	・拡大鏡の使用 ・問題用紙の拡大 など
肢体不自由の場合	・車いすの使用 など

糖尿病の場合	・ 室外での補食 ・ 保健室でのインスリンの注射 など
入院している場合	・ 入院先の病院での受検 など
日本語指導が必要な場合	・ 問題用紙等へのルビ振り など
その他	・ 通常の検査室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・ 面接における配慮（聞き方を工夫し、短い言葉で回答できるようにする等） ・ 筆談による応対 ・ 当該生徒及び保護者の要望により特別な配慮が必要と考えられるもの など

◎ 特別な配慮に関するQ & A

Q 1 特別な配慮を要望すると可否に影響を与えますか。

A 1 入学者の選抜は、実施要項で示された資料（個人調査書、学力検査の成績、面接の結果等）を総合的に評価して行いますので、特別な配慮が可否に影響を与えることはありません。

Q 2 特別な配慮について、いつまでに中学校へ相談すればよいですか。

A 2 出願しようとする高等学校が未定の場合であっても、公立高等学校へ出願しようとする場合は、できる限り早く相談してください。可能な限り出願の受付前に協議を終えることができるようにお願いします。

Q 3 出願後に怪我等により特別な配慮が必要となった場合、特別な配慮をしてもらえますか。

A 3 怪我等により通常の受検が困難になった場合、速やかに中学校に相談してください。在籍中学校長が出願先の高等学校長に事情を説明し、当該高等学校長は、教育委員会と特別な配慮について協議します。

Q 4 学力検査当日に急な体調不良等により特別な配慮が必要となった場合、別室受検等の特別な配慮はしてもらえますか。

A 4 学力検査当日の急な体調不良等により通常の受検が困難になった場合、速やかに中学校又は出願先の高等学校に相談してください。状況に応じて特別検査室等で受検することは可能です。また、インフルエンザ等の感染症の罹患者のほか、月経随伴症状等、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由等により本検査を受検できない場合は追検査の対象となりますので、中学校に相談してください。なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として追検査の対象となりません。

◎ 相談窓口

○ 次のいずれかに相談してください。

- ・ 出願先の高等学校

- ・ 札幌市教育委員会学校教育課

電話 (011) 211-3891

- ・ 札幌市教育委員会児童生徒担当部学びの支援担当課

電話 (011) 211-3821

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatu/index.html>